

東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置のその後の実施状況

【把握の対象】

- 平成 23 年 8 月 15 日に、その時点までに当省が国の資格制度のうち 64 制度（延べ 73 制度）（注）を抽出して把握した、東日本大震災後における資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置の実施状況を参考として、必要な特例措置が実施されるよう各省庁に要請

（注） 実態把握の対象としたものは、国の資格制度全 313 制度中 64 制度であるが、中には、例えば「一種」、「二種」のように種別があるものがある。このような種別があり、かつ、試験時期等が異なる場合は、その種別ごとに集計したため、抽出した資格制度は延べ 73 制度となる。

- 今回は、国の資格制度 313 制度のうち、資格の取得方法が試験によるもの全て（158 制度）を対象に、24 年 3 月末までの特例措置の実施状況を把握

（資料 1、資料 2）

【把握結果】

1 国の資格試験に係る特例措置の実施状況

- 被災者支援の観点から、関係省庁において、次のような特例措置を実施

- （1） 証明書類の提出期限の延長、試験日の変更等何らかの特例措置を実施しているものは、156（注）制度中 91 制度（58.3%）

（注）平成 23 年度において試験を実施していない 2 制度を除く。

（資料 2、資料 3、資料 4）

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| ① 震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 | 32 制度（事例 1） |
| ② 試験日の変更、追加試験の実施 | 19 制度（事例 2） |
| ③ 受験料の返還 | 19 制度（事例 3） |
| ④ 次回以降への振替、再受験 | 19 制度（事例 4） |
| ⑤ 試験地の追加、他試験地への変更可 | 18 制度（事例 5） |
| ⑥ 申込期間の延長 | 12 制度（事例 6） |
| ⑦ 試験の一部免除に係る有効期限の延長 | 16 制度（事例 7） |
| ⑧ 前年と同様の特例措置をあらためて実施 | 11 制度（事例 8） |
| ⑨ その他 | 23 制度（事例 9） |

（注）一の資格制度で複数の特例措置を実施しているものがあることから、上記の合計は 91 制度と一致しない。

- （2） 今回把握の対象とした資格制度 158 制度のうち、試験が年に 1 回の 111 制度について、試験の実施時期別に特例措置の実施率をみると、震災前及び震災直後の 1 月から 3 月までは 100%、その後徐々に減少したものの、24 年 1 月から 3 月までには上昇

この 24 年 1 月から 3 月までの上昇は、東日本大震災の影響により住所地以外での生活を余儀なくされている避難者に配慮し、前年の試験と同様に住所地以外での手続を認める特例措置を実施したもの

(資料5)

(単位：試験、%)

試験実施時期	23年1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	24年1月～3月
資格試験数(A)	30	11	35	35	30
特例措置有(B)	30	9	12	8	11
特例措置の実施率(B/A)	100.0	81.8	34.3	22.9	36.7

(注) 試験の実施時期が1月から3月の30資格制度については、平成23年のものと24年のものを再掲

(3) 111 制度について、試験の実施時期別に講じられた特例措置の内容をみると、震災前後の1月から3月に実施された試験については、「証明書類の提出期限の延長等」の割合が高く、時間の経過とともに「試験地追加、他試験地への変更」、「申込期間の延長」の割合が高くなってきている。

- ・平成23年1月から同3月：30制度のうち28制度(93.3%)が、「震災前に行われた試験の合格発表後における証明書類の提出期限の延長等」
- ・同4月から同6月：9制度のうち6制度(66.7%)が、「試験地追加、他試験地への変更」
- ・同7月から同9月：12制度のうち5制度(41.7%)が、「申込期間の延長」
- ・平成24年1月から同3月：11制度のうち11制度(100.0%)が、「前年と同様の特例措置をあらためて実施」

(資料6)

(4) 111 制度について、受験者数別に特例措置の実施状況をみると、1,000人以上5,000人未満の試験が57.1%と最も高く、次いで5,000人以上の試験が54.9%
ただし、1,000人未満の試験でも31.4%で実施

(資料5)

(単位：試験、%)

受験者数	1000人未満	1000人以上5000人未満	5000人以上
資格試験数(A)	35	35	71
特例措置有(B)	11	20	39
特例措置の実施率(B/A)	31.4	57.1	54.9

(注) 試験の実施時期が1月から3月の30資格制度については、平成23年のものと24年のものを再掲

○ 平成24年3月31日時点で、特例措置を実施していないものは、65制度。その主な理由をみると、

- ・ 試験の実施時期が震災から一定期間経過しているため 41制度
- ・ 受験者からの要望がないため 32制度
- ・ 試験会場が複数のため 9制度
- ・ その他 17制度

(注) 一の資格制度で、複数の理由を挙げているものがあることから、上記の合計は65制度と一致しない。

(資料7)

2 免許証等の再交付手数料を免除する特例措置を実施しているものは、122 制度（注）
中 36 制度（29.5%）

（注）免許証等の再交付等を資格者団体が行っているもの、従来から免許証等の再交付手数料を徴収していないものなど 36 制度を除く。

（資料 8）

＜特例措置を実施していない主な理由＞

平成 24 年 3 月 31 日時点で、特例措置を実施していないものは、86 制度。その主な理由をみると、

- ・ 被災により免許証を喪失した場合、一定期間有効な登録済証明書等を無料で発行することとし、実質的に特例措置を講じているため 4 1 制度
- ・ 法令に免除規定がないため 2 6 制度
- ・ これまで震災を理由として再交付申請及び特例措置の要望等はないため 1 8 制度
- ・ その他 5 制度

（注）一の資格制度で複数の理由を挙げているものがあることから、上記の合計は 86 制度と一致しない。

（資料 9）



今後、資格試験を実施する際等の参考にするよう各省庁に
通知

また、把握結果については、今後の行政評価局調査に活用